

# 第10回 農業委員会総会議事録

平成27年4月23日開会

中標津町農業委員会

平成27年4月23日、第10回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 和泉光広  |
| 2番  | 後藤田宏幸 |
| 3番  | 高橋正一  |
| 4番  | 赤波江信二 |
| 5番  | 佐野弥奈美 |
| 6番  | 國光達男  |
| 7番  | 小林亨   |
| 8番  | 飯島浩   |
| 9番  | 中村正生  |
| 10番 | 笠原康博  |
| 11番 | 氏家康夫  |
| 12番 | 杉本公也  |
| 13番 | 本田信幸  |
| 14番 | 本田芳明  |
| 15番 | 纒坂尚久  |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔   |
| 18番 | 戸田重勝  |

附議した案件

- 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第47号 現況証明願いについて  
議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第49号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について  
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報告第22号 農政委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。  
ただ今の出席委員は18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第10回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
3番、高橋正一委員。  
4番、赤波江信二委員。  
以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。  
事務局長。

事務局長 3月23日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。  
3月25日に札幌市にて平成26年度第11回常任会議員会議が開催され、会議員として会長が出席しております。  
3月26日には同じく札幌市で、第79回北海道農業会議総会が開催され、会長が出席しております。  
次に、平成27年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成27年度根室地方農

業者年金協議会総会並びに平成27年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月16日、標津町生涯学習センターで開催され、会長、会長代理、事務局長、庶務係長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会の議事では、平成26年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成27年度の事業計画、予算、等審議し決定をみたところであります。

引き続き根室地方農業者年金協議会定期総会では平成26年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成27年度の事業計画及び予算を審議し決定をみたところであります。

各総会終了後、北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議では、主催者として農業会議の佐久間事務局長が出席され行われました。

協議事項として平成28年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討については、5月28日に東京で行われる、北海道選出国議員に対する陳情要請集会における要望事項として、「農業委員会組織・制度見直しの具体化に向けた提案」「TPP協定交渉およびFTA/EPAに関する要清」「平成28年度農業政策・予算に関する要望」の原案が示され検討しております。

つづけて、「農業委員会制度・組織の見直しの状況について」、「農業者年金の加入促進等について」、「農業委員会系統組織の情報提供活動の取組と全国農業新聞普及推進について」などについて説明を受け協議したところであります。

最後に、中標津町農業委員OB会が21日ホテルマルエー温泉でOB9名の参加により開催されまして、会長が出席しあいさつしております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第21号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第21号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の23ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積28,067㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、畑、69,186㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年8月1日から平成28年5月31日まで。合意解約成立の日、平成27年4月22日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第48号(4)に関連するもので、〇〇氏離農により農地を処分するため、現在賃貸借中の農地について、合意解約の申し出があり、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,615㎡、利用状況、牧草畑ほか16筆。畑251,851㎡、採草放牧地260,104㎡、合計511,955㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の委譲を受け農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年4月23日から平成36年4月22日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図は5ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年3月9日、第3地区推進班により中標津町農協において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び農地の確認等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第47号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第47号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。7ページをお開きください。(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積5,119㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、施設用地ほか10筆。合計、農地・採草放牧地以外24,911

m<sup>2</sup>。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、今般農業用施設用地の分筆が完了したことから、畑となっていた部分を地目変更するものです。

第3地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」（1）について説明いたします。

10ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,930 m<sup>2</sup>ほか16筆、合計286,650 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年5月1日から平成28年4月30日まで。6、価格。年993,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は12ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第48号(2)(3)について説明いたします。13ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積77,490㎡ほか1筆、合計126,966㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年5月1日から平成28年4月30日まで。6、価格。年132,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は15ページのとおりです。

なお、(3)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても15ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。

14ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積61,535㎡の内48,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年5月1日から平成28年4月30日まで。6、価格。年50,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は15ページのとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) (5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第48号(4)から(5)について説明いたします。

16ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積28,067㎡ほか2筆、合計69,186㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、離農に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年5月1日から平成28年5月31日まで。6、価格。年215,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、平成27年4月8日に合意解約された農地について再調整し借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

18ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況採草放牧地、面積11,414㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、採草放牧地58,026㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,107,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、経営作物、牧草。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏より、離農のため近隣農家へ譲渡したい旨申し出があったもので、平成26年11月18日あっせん会議を開催し、協議した結果譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第49号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第49号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。20ページをお開きください。平成26年度分といたしまして、〇〇〇〇株式会社の提出がありました。平成27年3月11日以降に受理した報告書でございます。記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上です。

議長 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質議なし」の声

議長 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。

日程8、報告第22号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員長 農政委員会の報告をいたします。25ページをお開きください。平成27年3月23日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

◎審議内容

1、〇〇〇〇氏の就農について、本委員会に対し〇〇〇〇氏より就農に関する申出があり、内容を協議し次のとおり結論を得ております。

○協議結果

本町〇〇に在住している〇〇氏は、経営移譲により昭和47年から営農開始、昭和

58年に休農となったが、そばの作付けにより農業を再開したとのことであります。申出の内容から農業の実績はあり、農作業に必要な機械も整備済みで農作業の全ても本人が行うことが可能との判断が出来る。また5年後には賃貸を主体に46ha作付を計画しているとのことであり、農地法第3条の許可要件を全て満たすことが見込まれることから、新たな農地の担い手となることは妥当であるとの結論となったものであります。以上、農政委員会の開催報告とします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で農政委員会の報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。  
これをもちまして、第10回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 13時50分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年4月23日

会 長 安 田 稔

3 番 高 橋 正 一

4 番 赤波江 信 二